健康に配慮した安全で働きがいのある職場環境の整備（労働安全衛生）

方針・戦略

古河機械金属グループは、当社グループのマテリアリティ（重要課題）に「健康に配慮した安全で働きがいのある職場環境の整備」を掲げ、労働安全衛生に取り組んでいます。「労働安全衛生基本理念」および「労働安全衛生方針」に基づき、労働災害の防止を図り、安全で衛生的な職場環境（心と身体の健康維持を含む。）を形成することが重要な経営課題の一つと認識し、積極的に労働安全衛生管理水準の向上を図るための取り組みを行っています。

また、契約社員ならびに協力会社等の外部の利害関係者に対しても本労働安全衛生方針を周知し、全ての関係者が安全に業務を遂行できるよう努めています。

古河機械金属グループ 労働安全衛生基本理念・労働安全衛生方針

ガバナンス・体制

年1回開催される「サステナビリティ推進会議」および「環境安全管理委員会」において、前年度の労働安全衛生活動の結果、当年度の労働安全衛生重点活動目標などの報告・審議を行っています。毎年実施している「環境・安全監査」、「環境・安全推進会議」、事故災害発生後の現地視察等を通じて各所における安全管理レベルの更なる向上を促しています。また、各工場・各所において、会社側、従業員側それぞれ半数ずつの人員で構成された安全衛生委員会を設置し、労使一体となって労働災害防止の取り組みを行っています。委員会では、従業員の危険または健康障害を防止するための対策などの重要事項について、従業員の意見を反映させるよう十分な調査審議を行っています。

当社グループでは、事故災害が発生した際に、当社社内取締役、社内監査役、執行役員、中核事業会社社長等が出席する経営役員会にて、特に重大事故については取締役会においても事故内容、対応策、防止策等を報告し、経営層による労働安全衛生の監督を図っています。

リスク管理

当社グループでは、各工場・各所における設備の改修、新規設備導入、または作業手順の見直しを行う際に、危険源の除去や労働安全衛生リスクの低減のために、リスクアセスメントを実施しています。また、海外事業所においては、現地の法令に基づき安全衛生管理体制を構築し、国内と同様のリスクアセスメントを実施し、事故災害防止に努めています。

指標・目標

2023年度の目標：

・無事故・無災害の達成
（労働災害強度率、労働災害度数率）

2023年度の実績：

・労働災害強度率：1.58
・労働災害度数率：1.25

取り組み

労働災害防止への取り組み

当社グループでは、各工場・各所で安全衛生委員会、安全パトロールを定期的に実施するとともに、管理監督者を含めた全従業員への計画的な教育訓練（危険感受性向上教育等）を実施するなど、労働災害防止に向けて活動しています。2023年度は、12月に古河ユニック（株）佐倉工場において、社員1名が亡くなる重大な労災事故が発生しました。今後、二度とこのようなことが起きることのないよう、各社各所で労災ゼロに向けて、事故災害防止に取り組んでいます。上記の労働災害発生を受けて、2024年度は全社的に労働災害、事故防止活動の強化・徹底を図るために、指導を強化しています。

● 当社グループの休業件数※1、度数率※2および強度率※3

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
休業件数（件）	2	3	8	4	6※4
度数率	0.42	0.65	1.65	0.82	1.25
強度率	0.06	0.01	0.05	0.01	1.58

※1 休業1日以上の労働災害を対象
※2「度数率」：100万延実労働時間当たりの労働災害による死傷者数の割合
※3「強度率」：1,000延実労働時間当たりの労働損失日数の割合
※4 死亡災害1件を含む。

海外事業所への安全指導

古河機械金属（株）環境安全統括部では、当社グループの海外事業所に対して、安全に係る状況の確認・指導を行っています。

毎月開催される安全衛生委員会の運営内容を確認し、討議内容や巡視の指摘等に対し、従業員が安全かつ快適に働ける職場環境の向上を図るための指導を行っています。

また、事故災害発生時には発生状況を踏まえ、発生原因等について現地と十分協議したうえで是正予防対策を図っています。

以下の事業所では、労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格であるISO45001を取得し、安全衛生活動を推進しています。

● ISO45001認証取得状況

会社名	取得日	認証取得機関
泰安古河随車起重机有限公司	2021年4月29日	中联认证中心（北京）有限公司
FURUKAWA UNIC (THAILAND) CO.,LTD.	2023年1月25日	Perry Johnson Registrars, Inc.

海外生産拠点3社中2社取得（67%）

労働組合との労働安全衛生に関する協議

当社は、従業員の代表が経営層と対話できる仕組みを設けています。従業員の代表である労働組合と経営層は、当社の事業計画、経営施策ならびに事業施策などについて意見交換を行う「中央労使協議会」を年2回開催（必要に応じて臨時開催）しており、労働安全衛生についても労使双方で意見交換が行われ、施策の実現に向け取り組んでいます。

また、各中核事業会社においても、労使協議会が開催され、事業会社単位でも労働安全衛生の取り組みについて、労使で意見交換が行われています。

安全教育ビデオ作成による安全衛生活動推進

当社グループ内における事故災害防止を図るための対策として、従業員に対する基本的な安全教育を、毎年、計画的に継続して行っています。

安全教育のより一層の強化を図る観点から、2023年度より当社グループ内で「安全教育ビデオ」の作成を開始しました。

「安全教育ビデオ」の特徴である（1）いつでも視聴可能で短時間での教育や繰り返しの教育が行いやすい点、（2）自社で作成した資料のため、業務に直結した内容である点を活かし、安全活動に対する意識の向上を図っていきます。

今後は、各社協力のもと引き続き教育資料の作成を行い、2024年度中の運用開始を予定しています。